

■憲法・教育基本法を守り、子どもの権利条約を生かして■

～子どもたちが健やかに育つ平和な社会を～

相次ぐ子ども事件、いじめなど、子どもたちをめぐる状況に、多くの国民は心痛めています。ニートやフリーター、学力や学ぶ意欲の低下、不登校・登校拒否、非行・・・、子どもたちのことが話題にならない日はありません。

ルールなき労働は子どもたちを育む家庭を直撃し、子どもたちをとりまく文化、社会のゆがみとも重なって、子どもたちの安心・安全と、希望を奪っています。

政府・文科省は、子どもたちの状態を逆手にとって、教育基本法の改悪、管理と競争の教育の一層の強化、教育行政や教育財政にもかかわる全面的な教育改革をすすめようとしています。5月11日、文科省は与党「教育基本法改正に関する検討会」に教育基本法「改正」仮要綱案を提出しました。

子どもたちの困難の原因に目を向けず、「子どもたちのための教育」を「お国のための教育」「財界のための教育」に作り変える道は、子どもたちの困難を一層ひろげ、深刻にするものです。

子どもたちが求めているのは子どもらしい生活と、しっかりと受け止められている安心感と、未来への希望です。

各地で子育てと教育にかかわる懇談や共同のとりくみがすすめられています。憲法・教育基本法を守り生かす「子ども参加・父母共同の学校づくり」や、学習会のとりくみも多様に展開されています。このような力が、「憲法・教育基本法改悪を許すな！」と3月26日に有明コロシアムでひらかれた1万1千人の集会につながり、一層大きく飛躍しようとしています。

いま、日本の子どもたちは「子どもの権利・教育・文化 全国センター」の出番を求めています。「子ども・青年たちの人間的な、すこやかな成長をめざして、学校と教職員、父母、研究者や文化人、労働者、農民、市民等、各階層の国民のみんなが、手をつなぎあって力と英知を出し合うことがいま強く求められています。」（1991年5月25日、子どもと教育・文化を守る国民会議結成総会）の原点に立ち返り、みんなの総力を合わせることを求めています。

子どもたちの健やかな成長をねがう全国のみなさん。

憲法・教育基本法を今こそ生かし、子どもの権利条約を学校や地域のすみずみに生かし、子どももおとなも一人ひとりが大切にされ、平和で民主主義が花開く社会、豊かな環境や文化を創り出すために、みんなで力を合わせましょう。

2005年5月14日